

県内市町村住宅用太陽光発電補助制度の概要					制度の詳細とお問い合わせ先		
市町村名	対象者	単価 (円/kW)	最大出力 の限度 (kW)	1件当たり の限度額 (円)	担当	電話番号	制度の詳細(各市町村ホームページアドレス)
鳥取市	①自らが居住する鳥取市内の住宅等に対象設備を設置する者 ②集会所、共同利用施設等に対象設備を設置する町内会 ③対象設備が設置された建売住宅を購入する者住宅等に対象設備を設置する方等。	75,000	4	300,000	環境下水道部 生活環境課	0857-20-3218	http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1395796056263/
米子市	以下の補助対象事業を実施しようとする方で、市税等を完納している方 ①自らが所有し、自己の居住の用に供する住宅(市内にあるもの)に限り、店舗、事務所などの併用住宅を含みます。)への住宅用太陽光発電システムの設置 ②太陽光発電が設置された建て売りの住宅の購入 ③居住する住宅(自らが所有しないもの)に限りま	48,000	4	192,000	市民環境部 環境政策課	0859-23-5256	http://www.city.vonago.lg.jp/17412.htm
倉吉市	自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する個人の方。 (集合住宅、賃貸住宅も含む)	50,000	4	200,000	産業環境部 環境課	0858-22-8168	https://www.city.kuravoshi.lg.jp/p/gvousei/div/sangyoukankyou/kankyou/8/
境港市	市内に自らが所有し、居住する住宅へ太陽光発電システムを設置する個人の方。(店舗・事務所との併用住宅を含む。)	50,000	4	200,000	市民生活部 環境衛生課	0859-42-3803	http://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=106258
岩美町	住宅用太陽光発電システム等を設置される町民の方。	75,000	4	300,000	環境水道課 環境係	0857-73-1567	http://www.iwami.gr.jp/dd.aspx?itemid=6660
若桜町	住宅用太陽光発電設備を設置される町民の方。	90,000	4	360,000	企画財政課 企画交通係	0858-82-2231	準備中
智頭町	町内に住所を有する方であって、自ら居住する町内の住宅(店舗、事務所等との併用は可とする)に対象設備を導入する方で、これまでに本補助金の交付を受けていない者。	90,000	4	360,000	企画課	0858-75-4112	http://cms.sanin.jp/p/chizu/kikaku/5/
八頭町	八頭町内に住所を有する方であって、自ら居住する町内の住宅に住宅用太陽光発電システム等を設置する方でこれまでに本補助金の交付を受けていない住宅。	45,000	4	180,000	企画課 企画振興係	0858-76-0212	http://www.town.yazu.tottori.jp/dd.aspx?menuid=2053
三朝町	自ら居住する町内の住宅(店舗、事務所等との兼用は可とする。)において対象事業を行う方。	75,000	4	300,000	町民税務課 町民環境室	0858-43-3505	http://www.town.misasa.tottori.jp/315/319/324/764/3726.html
湯梨浜町	町税を完納している次の方です。 ・自らが居住する町内の住宅や店舗などとの併用住宅に補助対象設備を設置する方。 ・自らが所有または管理する集合住宅に補助対象設備を設置する方。 ・補助対象設備が設置されている自らが居住する町内の住宅を購入する方。	50,000	4	200,000	企画課 企画係	0858-35-5311	http://www.vurihama.jp/page.cgi?p=7993
琴浦町	①町民が町内に所有(予定含む)し、かつ、自ら居住する住宅(併用住宅含む) ②町民が自ら居住する町内の賃貸住宅、集合住宅 ③町税等を滞納していない方	60,000	4	240,000	町民生活課 環境衛生係	0858-52-1703	http://www.town.kotoura.tottori.jp/docs/2015033000079/
北栄町	①自ら居住する又は居住する予定の北栄町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方。 ②町税、税外収入その他の本町の歳入となるべきものを滞納していない世帯に属している者。	60,000	4	240,000	住民生活課 生活環境室	0858-37-5866	http://www.e-hokuei.net/mkpage/hvouzi_editor.php?sid=5936&listmode=
日吉津村	①村内に住所を有し自ら居住する住宅(店舗、事務所等との兼用は可)において事業を行う者。 ②日吉津村に納付すべき税又は公共料金を滞納していない者。	100,000	4	400,000	住民課	0859-27-5951	http://www.hiezu.jp/index.php?view=4805
大山町	①自ら居住する(これから居住する)住宅に太陽光発電システムを設置する方。 ②町税等の滞納(世帯全員を含みます)のない方	30,000	4	120,000	企画情報課 情報管理室	0859-54-5202	http://www.daisen.jp/p/1/10/2/39/
南部町	①自ら居住する南部町内の住宅に住宅用太陽光発電システムを設置した方 ②自ら居住する南部町内の住宅に住宅用太陽光発電システム及び省エネ設備等を設置した方	75,000	4	300,000	企画政策課 企画戦略室	0859-66-3113	http://www.town.nanbu.tottori.jp/p/admin/kikakuseisakuka/2/sun/
伯耆町	町内に住所を有し、自ら居住する住宅に対象設備を設置される方	90,000	4	360,000	地域整備課 環境整備室	0859-68-5539	http://www.houki-town.jp/new1/10/12/8/y140z067g780u128v8/
日南町	自ら居住する日南町内の住宅(店舗、事務所等との兼用は可)に「住宅用太陽光発電システム」を設置された方	70,000	4	280,000	住民課 住民生活室	0859-82-1112	http://www.town.nichinan.lg.jp/p/1/15/7/9/2/
江府町	自ら居住する江府町内の住宅(店舗等との併用住宅を含む)にシステムを設置される方	60,000	4	240,000	奥大山まちづくり推進課	0859-75-3222	https://www.town-kofu.jp/p/2/1/7/8/